

各種システム(714MHz超の周波数帯)の評価案

修正概要	対象ページ
700MHz帯衛星ダイレクト通信の検討状況について、令和8年6月に情報通信審議会からの答申がなされたため修正。	P57、58、60
920MHz帯空間型ワイヤレス電力伝送の屋外利用について、令和8年6月に制度整備が完了したため修正。	P59
6GHz帯無線LANの周波数拡張について、令和8年7月に情報通信審議会からの答申がなされたため修正。	P91、96、97
ローカル5Gについて、「運用調整機関を活用した免許手続簡素化」に関して15.35～36GHzの評価結果(P125)で言及している一方で、その前段に現状の記載がなかったため、P93、123にアクションプラン記載状況及び情報通信審議会の状況を追記。	P93、123
26GHz帯オークションについて、令和8年6月に落札者が決定、同年7月に認定が行われたため修正。	P120、125、163
その他、誤記等修正 ・900MHz帯活用方針のとりまとめ時期(P56) ・800MHz広帯域小電力・三次元測位の電監審答申時期(P58) ・表や図の注釈に、利用状況調査の資料向けの記載があったため、削除(P46ほか多数)	P56、58、46ほか

公共業務用無線局の評価案

修正概要	対象ページ
6GHz帯無線LANの周波数拡張について、令和8年7月情報通信審議会からの答申がなされたため修正。	P4、17、18、19、21、22、23、90
公共業務用テレメータ等のデジタル化について、令和8年7月に情報通信審議会における検討が開始したため修正。	P36、37、40、41、44、45、61、63、66、67、90
その他、更新漏れの対応 「6/6.5/7.5GHz帯固定通信システムの高度化に係る技術的条件」は昨年7月に情報通信審議会から答申がなされているが、未更新であったため修正。	P17、22

各種システム(714MHz超の周波数帯)の評価案の修正案

修正概要		対象ページ
700MHz帯衛星ダイレクト通信の検討状況について、令和8年6月に情報通信審議会からの答申がなされたため修正。		P57、58、60
意見募集後の修正案	意見募集時	
この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和7年度版）において「700MHz帯を利用する衛星ダイレクト通信システムの導入のため、既存無線システムとの共用条件等の技術的な検討を進め、令和8年中を目途に制度整備を行う。」と記載されており、<u>令和8年6月に情報通信審議会から「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」の一部答申がなされた。これを受け、関係省令等の改正案について、同年7月から8月までの間、意見募集が実施された</u>ことから、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。	この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和7年度版）において「700MHz帯を利用する衛星ダイレクト通信システムの導入のため、既存無線システムとの共用条件等の技術的な検討を進め、令和8年中を目途に制度整備を行う。」と記載されており、<u>令和8年4月に情報通信審議会において「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」の案について意見募集が開始されていることから、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。</u>	
本周波数区分について、700MHz帯における非地上系ネットワーク(NTN)の実現が期待されており、<u>令和8年6月に情報通信審議会から「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」の一部答申がなされ、これを受け、関係省令等の改正案について、同年7月から8月までの間、意見募集が実施された。</u>	本周波数区分について、700MHz帯における非地上系ネットワーク(NTN)の実現が期待されており、<u>情報通信審議会において「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」に係る衛星通信システム委員会報告（案）</u>に関し、令和8年4月に意見募集に付された。	
・700MHz帯における非地上系ネットワーク(NTN)実現のため、<u>令和8年6月に、情報通信審議会から「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」の一部答申がなされ、関係省令等の改正案について、同年7月から8月までの間、意見募集が実施された。</u>衛星ダイレクト通信は地上の基地局のエリア外での通信を可能とし、エリア面で有効利用の拡大に資するものであることから、早期の導入に向けた取組を期待する。	・700MHz帯における非地上系ネットワーク(NTN)実現のため、<u>令和8年4月に、情報通信審議会において「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」について取りまとめた衛星通信システム委員会報告（案）</u>に対する意見募集が実施された。衛星ダイレクト通信は地上の基地局のエリア外での通信を可能とし、エリア面で有効利用の拡大に資するものであることから、早期の導入に向けた取組を期待する。	

700MHz帯衛星ダイレクトの対応状況

令和8年6月24日

令和8年7月10日

衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件

ー 情報通信審議会からの一部答申 ー

総務省は、本日、情報通信審議会(会長:遠藤 信博 日本電気株式会社特別顧問)から、平成7年9月25日付け電気通信技術審議会諮問第82号「非静止衛星を利用する移動衛星通信システムの技術的条件」のうち「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」について一部答申を受けました。

1 背景

スマートフォン等の既存の携帯電話端末を用いて衛星と直接通信を行う「衛星ダイレクト通信」は、離島、海上、山間部等の通信インフラが整備されていない地域を効率的にカバーできるほか、自然災害等の非常時の通信手段としても期待されています。このような衛星ダイレクト通信に関する利用ニーズに迅速に対応し円滑な導入を図るため、令和7年9月以降、情報通信審議会において「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」について検討が進められてきたところ、その検討の結果として、本日、総務省は情報通信審議会から一部答申を受けました。

2 一部答申

一部答申は別紙1の図のとおりです。また、当該一部答申に関する衛星通信システム委員会報告概要は別紙2の図のとおりです。

3 今後の予定

総務省では、本一部答申を踏まえ、速やかに関係規定の整備等を行う予定です。

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集

ー 衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの導入に向けた制度整備 ー

総務省は、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)等の一部を改正する省令案等について、令和8年7月11日(土)から同年8月10日(月)までの間、意見を募集します。

1 概要

総務省は、衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの導入に向けた制度整備を行うため、情報通信審議会からの一部答申を踏まえ、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等を作成しましたので、当該省令案等について意見公募を実施します。

2 意見公募対象

定めようとする命令等及び根拠法令条項の一覧は別紙1の図のとおりです。また、定めようとする命令等の一式(省令案等)は別紙2の図のとおりです。

3 意見公募要領

別紙3の図のとおりです。

4 意見公募期間

令和8年7月11日(土)から同年8月10日(月)まで(必着)
(郵送については、締切日の消印まで有効とします。)

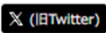
5 今後の予定

提出された意見を踏まえて電波監理審議会への諮問を行い、同審議会の答申が得られた場合は、関係省令等の改正等の所要の手続きを速やかに進めていく予定です。

修正概要	対象ページ
920MHz帯空間型ワイヤレス電力伝送の屋外利用について、令和8年6月に制度整備が完了したため修正。	P59

意見募集後の修正案	意見募集時
その他、920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムのさらなる普及に向け、屋外利用等のための技術的条件について令和7年10月に情報通信審議会から答申が出され、技術基準については、令和8年3月に電波監理審議会から答申が出され、 <u>同年6月に制度整備が実施された</u> 。	その他、920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムのさらなる普及に向け、屋外利用等のための技術的条件について令和7年10月に情報通信審議会から答申が出され、技術基準については、令和8年3月に電波監理審議会から答申が出されている。

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集（920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る制度整備）

 facebook  (旧Twitter)

カテゴリー	電気通信
案件番号	145210631
定めようとする命令などの題名	別紙のとおり
根拠法令条項	別紙のとおり
行政手続法に基づく手続か	行政手続法に基づく手続
案の公示日	2026年1月24日
受付締切日時	2026年2月24日23時59分
結果の公示日	2026年6月23日
命令等の公布日	2026年6月23日

修正概要

対象ページ

6GHz帯無線LANの周波数拡張について、令和8年7月に情報通信審議会からの答申がなされたため修正。

P91、96、97

意見募集後の修正案

意見募集時

総務省に対し検討状況を確認した結果、「令和8年4月に情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において『6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件』に係る委員会報告（案）をとりまとめ。同委員会報告案について、同年5月26日まで意見募集中。」としていたところ、同年7月に情報通信審議会から答申がなされており、同アクションプランに沿った検討等が進められた。

総務省に対し検討状況を確認した結果、「令和8年4月に情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において『6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件』に係る委員会報告（案）をとりまとめ。同委員会報告案について、同年5月26日まで意見募集中。」としており、同アクションプランに沿った検討等が進められている。

・6GHz帯の無線LANについては、令和4年9月に制度整備され、前回調査から大幅に無線局数が増加している。さらなる利用拡大のため、周波数の拡張（候補帯域:6425～7125MHz）及び屋外での高出力化に向けた技術検討が進められ、令和8年7月に情報通信審議会から「6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件」の一部答申がなされた。引き続き、制度化に向けた対応とともに、既存の固定局へ干渉が生じないよう自動で周波数を調整するAFCシステムの構築や運用等に必要な検討を進めること。

・6GHz帯の無線LANについては、令和4年9月に制度整備され、前回調査から大幅に無線局数が増加している。さらなる利用拡大のため、周波数の拡張（候補帯域:6425～7125MHz）及び屋外での高出力化に向けた技術検討が進められ、令和8年4月に情報通信審議会において「6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件」（案）の意見募集が開始された。引き続き、既存の固定局へ干渉が生じないよう自動で周波数を調整するAFCシステムの構築や運用等に必要な検討を進めること。

・令和7年2月にローカル5Gの海上利用、同年4月に5.2GHz帯無線LANの上空利用、同年5月に携帯電話等の上空利用の拡大（一部のTDD方式の周波数帯を追加）が実現し、また、情報通信審議会からの答申を受け、上述のとおり6GHz帯無線LANの屋外での高出力化に向けた制度化の対応が進められている。引き続き、これら以外のシステムも含め、利用シーンの拡大に向けた検討を推進していくこと。

・令和7年2月にローカル5Gの海上利用、同年4月に5.2GHz帯無線LANの上空利用、同年5月に携帯電話等の上空利用の拡大（一部のTDD方式の周波数帯を追加）が実現し、また、現在、情報通信審議会においては、上述のとおり6GHz帯無線LANの屋外での高出力化に向けた検討などが行われている。引き続き、これら以外のシステムも含め、利用シーンの拡大に向けた検討を推進していくこと。

令和8年7月24日

「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「無線LANシステムの高度化利用に係る技術的条件」のうち「6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件」及び「5GHz帯無線LANのDFS高度化に係る技術的条件」

—情報通信審議会からの一部答申—

総務省は、令和8年7月2日に情報通信審議会（会長：遠藤 信博 日本電気株式会社 特別顧問）から、平成14年9月30日付け諮問第2009号「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「無線LANシステムの高度化利用に係る技術的条件」のうち「6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件」及び「5GHz帯無線LANのDFS高度化に係る技術的条件」について一部答申を受けました。

1 背景

6GHz帯は、次世代無線LAN技術に重要な周波数帯域として国際的にその導入・検討が進む一方、既存無線システムと適切に周波数を共用するため、より高度な運用調整が求められています。

この高度な運用調整を可能とする仕組みとして、米国・カナダでは、自動周波数調整（AFC：Automated Frequency Coordination）システムが実運用されており、また、その他の国においても、AFCシステムの導入を含め、無線LANの高度化に向けた検討が進められています。

こうした状況の下、我が国においても、AFCシステムにおける技術的要件を踏まえつつ、既存無線システムとの周波数共用の可能性について整理を行い、6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件の検討を行ってまいりました。

あわせて、5GHz帯無線LANにおいても、国際的な無線LAN規格との整合確保等のため、DFS（Dynamic Frequency Selection）の高度化について検討を行ってまいりました。

今般、情報通信審議会情報通信技術分科会における審議を経て、「6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件」及び「5GHz帯無線LANのDFS高度化に係る技術的条件」について、令和8年7月2日に情報通信審議会から一部答申を受けました。

2 一部答申の内容

一部答申は別紙1  のとおりです。また、概要は別紙2 、委員会報告は別紙3  のとおりです。

3 今後の予定

総務省では、本一部答申を踏まえ、関係規定の整備等を行う予定です。

修正概要

対象ページ

ローカル5Gについて、「運用調整機関を活用した免許手続簡素化」に関して15.35～36GHzの評価結果(P125)で言及している一方で、その前段に現状の記載がなかったため、P93、123にアクションプラン記載状況及び情報通信審議会の状況を追記。

P93、123

参考 P125の評価案の記載

・ローカル5G(28.2～29.1GHz)については、今回の調査の結果、免許人数は減少しているものの、陸上移動局(端末)の無線局数が大幅に増加した。対応機器を含め、ミリ波利用の普及はローカル5Gと携帯電話で相乗効果も期待できると考えられる。ローカル5Gについては、地域や産業の個別のニーズに応じて地域の企業や自治体等の様々な主体が免許を申請しているが、より一層の普及に資するため、周波数再編アクションプラン(令和7年度版)に記載のとおり、今後の需要動向等を踏まえ、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入に関する検討を推進すること。

意見募集後の修正案

意見募集時

②ローカル5Gの海上での利用に向けた制度整備等
(略)
また、周波数再編アクションプラン(令和7年度版)において以下のとおり記載されているところ、令和8年7月に、情報通信審議会における検討が開始されている。

ローカル5G(4.6～4.9GHz)については、今後の需要動向等を踏まえ、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入に関して、令和7年度中を目途に検討を開始する。

②ローカル5Gの海上での利用に向けた制度整備
(略)

意見募集後の修正案

③ローカル5Gのより柔軟な運用に向けた技術的条件等の検討
(略)

この評価を受けて、周波数再編アクションプランにおいて以下のとおり記載されており、海上利用等については令和7年2月、上空利用については同年5月に制度整備が完了していること、また、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入等に関しては令和8年7月に情報通信審議会において検討開始していることから、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

(略)
周波数再編アクションプラン(令和7年度版)

5G(28GHz帯)及びローカル5G(28.2~29.1GHz)について、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件に係る情報通信審議会からの一部答申(令和6年12月)を踏まえ、令和7年5月に制度整備を実施した。

ローカル5G(28.2~29.1GHz)については、手続が簡素化された実験試験局制度を令和7年7月に導入した。さらに、今後の需要動向等を踏まえ、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入に関して、令和7年度中を目途に検討を開始する。

意見募集時

③ローカル5Gのより柔軟な運用に向けた技術的条件等の検討
(略)

この評価を受けて、周波数再編アクションプランにおいて以下のとおり記載されており、また、海上利用等については令和7年2月、上空利用については同年5月に制度整備が完了していることから、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

(略)
周波数再編アクションプラン(令和7年度版)

5G(28GHz帯)及びローカル5G(28.2~29.1GHz)について、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件に係る情報通信審議会からの一部答申(令和6年12月)を踏まえ、令和7年5月に制度整備を実施した。

情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会(第39回)
(令和8年6月15日~6月23日:メール審議) 資料

ローカル5G検討作業班における審議再開について

6

- 情報通信審議会におけるローカル5Gに係る主な検討課題(共同利用、海上・上空利用等)については、**2025年度までに制度整備が一旦完了**したが、周波数の有効利用に向け、**更なる普及拡大に係る取組が必要**。
- ローカル5Gの現状を踏まえた上で、**ローカル5Gの普及拡大及び周波数の更なる有効利用に向けた必要な方策について検討**を行うため、ローカル5G検討作業班における審議を再開する。
- 併せて、下記の主な検討課題等を踏まえて作業班構成員について見直しを行い、体制の最適化を図る。

主な検討課題(案)

1. ローカル5G周波数の有効利用に向けた方策
2. ミリ波帯の普及拡大に向けた方策
3. 干渉調整等のローカル5Gの免許手続の簡素化・迅速化に向けた方策
4. その他ローカル5Gの普及拡大に向けた方策

修正概要	対象ページ
26GHz帯オークションについて、令和8年6月に落札者が決定、同年7月に認定が行われたため修正。	P120、125、163

意見募集後の修正案	意見募集時
26GHz帯については、令和7年5月、情報通信審議会情報通信技術分科会において5Gと他システムとの共用条件を含む技術的条件に係る一部答申があり、これを踏まえて5Gに係る技術基準が整備され、既存無線システムと共用可能性が高い周波数に関しては令和8年3月に価額競争での5Gへの割当てを実施するための指針を整備の上、<u>同年6月に価額競争が実施された。その後、同月末に落札結果が公示され、同年7月に落札者に対し、特定高周波数無線局を開設することができる旨の認定が行われた。</u>	26GHz帯については、令和7年5月、情報通信審議会情報通信技術分科会において5Gと他システムとの共用条件を含む技術的条件に係る一部答申があり、これを踏まえて5Gに係る技術基準が整備され、既存無線システムと共用可能性が高い周波数に関しては令和8年3月に価額競争での5Gへの割当てを実施するための指針を整備の上、<u>当該指針に基づき価額競争の参加申請の受付がなされている。</u>
本周波数区分は、免許人数は減少傾向にあるものの、無線局数は増加傾向にあり、（略）、26GHz帯において価額競争による5Gへの割当てに向けた対応が<u>取られたこと</u>等を総合的に勘案すると、電波の有効利用が一定程度行われている。 更なる電波の有効利用の促進に向け、今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当である。 (削除) (略)	本周波数区分は、免許人数は減少傾向にあるものの、無線局数は増加傾向にあり、（略）、26GHz帯において価額競争による5Gへの割当てに向けた対応が<u>進展している</u>等を総合的に勘案すると、電波の有効利用が一定程度行われている。 更なる電波の有効利用の促進に向け、今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当である。 ・26GHz帯については、我が国において初めて価額競争による割当てが行われるものであり、高い周波数帯を活用した創意工夫によるイノベーションや新サービスの創出が促進されることが期待されるため、引き続き、<u>着実な実施に向けた取組を実施していくこと。</u> (略)
(削除)	・26GHz帯について、<u>価額競争による割当てに向け、引き続き、着実な実施に向けた取組を実施していくこと。</u>

26GHz帯オークションの対応状況

令和8年5月15日

令和8年6月30日

26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針に係る価額競争の参加申請の受付結果

総務省は、令和8年3月10日(火)から同年4月9日(木)までの間、26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針(以下「価額競争実施指針」といいます。))に係る価額競争の参加申請を受け付け、5者から申請がありました。

本申請について、価額競争実施指針に基づき審査を行い、本日、5者に対して価額競争に参加することができる旨の通知を行いました。

1 価額競争の参加申請者数

5者

2 価額競争に参加することができる旨の通知を行った者の数

5者

3 今後の予定

今後、価額競争に参加することができる旨の通知を行った者を対象として、保証金の提供等の所要の手続きを行った上で、価額競争を実施する予定です。

「26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争(周波数オークション)に係る認定書の交付」(令和8年7月15日)

令和8年7月15日、林総務大臣は、「26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針(令和8年総務省告示第71号)」に基づき、同年6月11日(木)から6月25日(木)までの間に実施した価額競争(周波数オークション)の落札者[※]に対し、認定書の交付を行いました。

※ 株式会社NTTドコモ、株式会社JCOMER、ハイテクインター株式会社3者。



26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針に係る価額競争の実施の結果

総務省は、令和8年6月11日(木)から同年6月25日(木)までの間、26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針(令和8年総務省告示第71号。以下「価額競争実施指針」といいます。))に係る価額競争(以下「価額競争」といいます。))を実施し、落札者を決定しました。

1 概要

総務省は、令和8年3月10日(火)から同年4月9日(木)までの間、価額競争の参加申請を受け付け、5者から申請があったところ、それらの申請について価額競争実施指針に基づき審査を行い、同年5月15日(金)に5者に対して価額競争に参加することができる旨の通知を行いました。

今般、同通知を行った者を対象として、同年6月11日(木)から同年6月25日(木)までの間、価額競争を実施し、落札者を決定しました。

2 価額競争の参加の申請者及び審査結果

価額競争の参加の申請者及び審査結果は、[別紙1](#)のとおりです。

3 価額競争の実施の結果

価額競争における落札者は次のとおりであり、価額競争の実施の結果は[別紙2](#)のとおりです。

- 株式会社NTTドコモ:全国枠(25.8~26.2GHz)
- 株式会社JCOMER:地域枠(26.8~27.0GHz)
- ハイテクインター株式会社:地域枠(26.8~27.0GHz)

4 今後の予定

今後、価額競争における落札者について、特定高周波数無線局を開設することができる旨の認定を行う予定です。

修正概要

対象ページ

その他、誤記等修正

- ・900MHz帯活用方針のとりまとめ時期 (P56)
- ・800MHz広帯域小電力・三次元測位の電監審答申時期 (P58)
- ・表や図の注釈に、利用状況調査の資料向けの記載があったため、削除 (P46ほか多数)

P56、58、46ほか

意見募集後の修正案

意見募集時

800MHz帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入に係る技術基準については令和8年3月に電波監理審議会から答申が出され、また、800MHz帯MCA陸上移動通信の上り回線（陸上移動局から陸上移動中継局向け）及び900MHz帯高度MCA陸上移動通信に利用されている帯域については、情報通信審議会において「900MHz帯の活用方策」の検討が行われ、令和8年5月にとりまとめられていることから、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

800MHz帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入に係る技術基準については令和8年3月に電波監理審議会から答申が出され、また、800MHz帯MCA陸上移動通信の上り回線（陸上移動局から陸上移動中継局向け）及び900MHz帯高度MCA陸上移動通信に利用されている帯域については、情報通信審議会において「900MHz帯の活用方策」の検討が行われ、令和8年4月にとりまとめられていることから、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

デジタルMCA陸上移動通信システムの移行により開放される周波数において、三次元測位システム及び800MHz帯広帯域小電力無線システムのニーズがあり、その技術的条件について令和7年10月に情報通信審議会から答申が出され、技術基準については、令和8年3月に電波監理審議会から答申が出されている。

デジタルMCA陸上移動通信システムの移行により開放される周波数において、三次元測位システム及び800MHz帯広帯域小電力無線システムのニーズがあり、その技術的条件について令和7年10月に情報通信審議会から答申が出され、技術基準については、令和8年度4月に電波監理審議会から答申が出されている。

- *1 複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。
- *2 携帯無線通信(携帯電話)及び全国広帯域移動無線アクセスシステム(全国BWA)の免許人数・無線局数は含まない。
- *3 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人1者として集計している。

- *1 複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。集計方法に関する詳細は、第1章第4節を参照のこと。
- *2 携帯無線通信(携帯電話)及び全国広帯域移動無線アクセスシステム(全国BWA)の免許人数・無線局数は含まない。調査対象に関する詳細は、第1章第2節を参照のこと。
- *3 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人1者として集計している。詳細は、第1章第4節を参照のこと。

公共業務用無線局の評価案の修正案

修正概要

対象ページ

6GHz帯無線LANの周波数拡張について、令和8年7月に情報通信審議会からの答申がなされたため修正。

P4、17、18、19、
21、22、23、90

意見募集後の修正案（一例）

意見募集時

電波利用システム	取組の 方向性 ※ 1	令和7年度の評価結果	
		令和7年度の進捗	今後の取組
(略)			
(3)6.5GHz帯電通・ 公共・一般業務(中 継系・イントラns)	周 波 数 共用	無線LANとの周波数 共用検討が完了	無線LANに係る技術 基準を策定
(4)不公表システムB	周 波 数 共用	無線LANとの周波数 共用検討が完了	無線LANに係る技術 基準を策定

電波利用システム	取組の 方向性 ※ 1	令和7年度の評価結果	
		令和7年度の進捗	今後の取組
(略)			
(3)6.5GHz帯電通・ 公共・一般業務(中 継系・イントラns)	周 波 数 共用	無線LANとの周波数 共用検討が進展	無線LANに係る技術 基準を策定
(4)不公表システムB	周 波 数 共用	無線LANとの周波数 共用検討が進展	無線LANに係る技術 基準を策定

総務省に対し共用検討状況を確認した結果、「令和8年4月、情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において、6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件に係る委員会報告案が取りまとめられ、同報告案について意見募集が行われている」として、その後、同年7月に情報通信審議会から当該技術的条件に係る答申がなされた。

これらにより、本システムと無線LANとの周波数共用条件がとりまとめられ、制度化に向けた対応が進められていることが確認された。

総務省に対し共用検討状況を確認した結果、「令和8年4月、情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において、6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件に係る委員会報告案が取りまとめられ、同報告案について意見募集が行われている」としている。

これらにより、本システムと無線LANとの周波数共用検討が進展していることが確認された。

【令和7年度の進捗】無線LANとの周波数共用検討が完了
(略)
本調査の結果、令和8年7月に情報通信審議会において「6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件」の答申がなされたことが確認された。

総務省においては、今後、当該答申を踏まえ、早期に技術基準の制度整備を行うことが適当である。

○ 他用途での需要が顕在化している周波数を使用する4システムについては、(略) 6.5GHz帯電通・公共・一般業務（中継系・イントラns）及び不公表システムBについては令和8年7月に情報通信審議会においてこれらのシステムと周波数共用することとなる無線LANの技術的条件に係る答申がなされたことが確認できた。
(略)

【令和7年度の進捗】無線LANとの周波数共用検討が進展
(略)
本調査の結果、令和8年4月に情報通信審議会において「6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件」等の案をとりまとめ、意見募集が開始されたことが確認された。

総務省においては、今後、当該意見募集の結果及び同審議会からの答申を踏まえ、早期に技術基準の制度整備を行うことが適当である。

○ 他用途での需要が顕在化している周波数を使用する4システムについては、(略) 6.5GHz帯電通・公共・一般業務（中継系・イントラns）及び不公表システムBについては令和8年4月に情報通信審議会においてこれらのシステムと周波数共用することとなる無線LANの技術的条件案がとりまとめられたことが確認できた。
(略)

修正概要	対象ページ
公共業務用テレメータ等のデジタル化について、令和8年7月に情報通信審議会における検討が開始したため修正。	P36、37、40、41、44、45、61、63、66、67、90

意見募集後の修正案（一例）	意見募集時
総務省に対し検討状況を確認した結果、「総務省では、当該システムのデジタル方式導入に必要な技術試験事務（令和4年～6年）を実施し、その結果を踏まえ、情報通信審議会において必要な技術的条件の検討開始、制度整備に向けた準備を実施している。」としており、 <u>その後、令和8年7月に情報通信審議会において検討が開始されていることから</u> 、デジタル方式の制度化に向けた検討が進められていることが確認された。	総務省に対し検討状況を確認した結果、「総務省では、当該システムのデジタル方式導入に必要な技術試験事務（令和4年～6年）を実施し、その結果を踏まえ、情報通信審議会において必要な技術的条件の検討開始、制度整備に向けた準備を実施している。」としており、デジタル方式の制度化に向けた検討が進められていることが確認された。
総務省において、令和4年度から令和6年度まで実施したデジタル方式の技術試験の結果を踏まえて、 <u>令和8年7月に情報通信審議会における技術的条件の検討が開始されており</u> 、デジタル方式の制度化に向けた検討が進展していることが確認された。総務省においては、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等について情報通信審議会における検討を <u>進める</u> とともに、他の代替システムの可能性についても調査を行うなど、早期に対応することが適当である。また、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。	総務省において、令和4年度から令和6年度まで実施したデジタル方式の技術試験の結果を踏まえて、 <u>情報通信審議会における技術的条件の検討開始に向けた準備を実施しているとしており</u> 、デジタル方式の制度化に向けた検討が進展していることが確認された。総務省においては、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等について情報通信審議会における検討を開始するとともに、他の代替システムの可能性についても調査を行うなど、早期に対応することが適当である。また、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。
・総務省は、デジタル方式の機器が存在しないものについては、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等について情報通信審議会における検討を <u>進める</u> とともに、他の代替システムの可能性についても調査を行うなど、早期に対応すること。	・総務省は、デジタル方式の機器が存在しないものについては、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等について情報通信審議会における検討を開始するとともに、他の代替システムの可能性についても調査を行うなど、早期に対応すること。

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会 公共業務用無線システム作業班(第1回)

日時

令和8年7月15日(水)13時30分～

場所

WEB会議方式による開催

議事次第

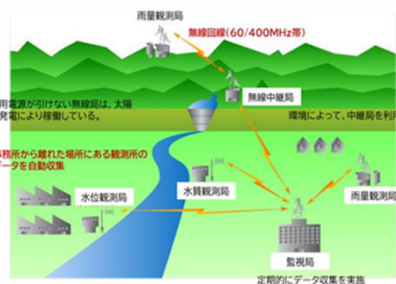
- (1) 作業班運営方針(案)について
- (2) 公共業務用テレメータ等の高度化に係る技術的条件の検討開始について
- (3) 技術試験事務の検討結果概要
- (4) テレメータの利用動向及び技術動向等
- (5) 公共業務用テレメータ等の特徴及びデジタル化のメリット
- (6) 今後の進め方(スケジュール)について
- (7) その他

公共業務用テレメータ等の無線通信システムの高度化に係る技術的条件の検討

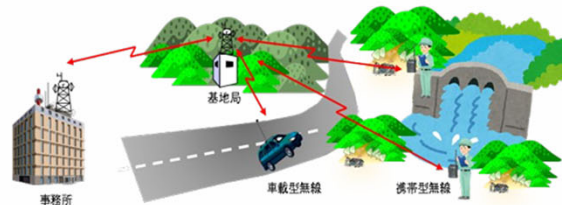
1

1. 検討の背景

- 公共業務用テレメータ及び音声通信システムは、雨量・水位計測や河川・ダム・道路等の維持管理を支える重要な社会インフラ通信基盤である。
- デジタル変革時代の電波政策懇談会(令和3年8月公表)では、周波数の利用効率の向上やデータ伝送の高度化を踏まえ、デジタル方式への移行が提言されている。
- 総務省では、デジタル方式導入に向けた技術試験事務(令和4年～6年)を実施しており、また電波監理審議会の電波の有効利用評価を受けて、情報通信審議会においてデジタル方式の導入に向けた技術的条件の検討を開始するもの。



テレメータシステムのイメージ



音声通信システム(ダム・砂防用)のイメージ

周波数再編アクションプラン(令和7年度版)(要約)

- 公共業務用無線局のうち、アナログ方式を用いるシステム[60/150/400MHz帯]
公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務)、水防用及び災害対策・水防用移動無線は、デジタル方式の導入に向け、令和4年度から令和6年度まで実施した技術試験の結果を踏まえ、令和7年度から順次、対応可能なシステムについてデジタル方式の技術的条件等の検討や制度整備を行う。

公共業務用テレメータ等の無線通信システムの高度化に係る技術的条件の検討

2

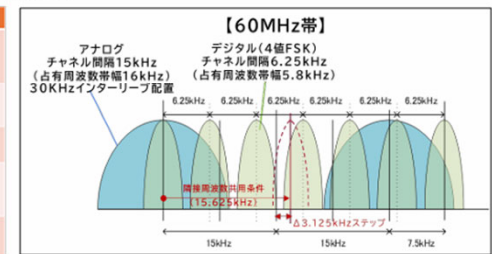
2. 検討事項

豪雨時の河川氾濫等への迅速な対応が求められる中、テレメータ等の性能を飛躍的に向上させ、高度な通信システムの導入に向けた技術的条件の策定を目的に、以下の事項を検討する。

- 国等が利用可能なテレメータ用無線システムの技術動向の整理
- 60MHz帯及び400MHz帯公共業務用テレメータ及び音声通信システムの高度化(デジタル方式導入)に必要な技術的条件
- アナログ方式からデジタル方式への移行に伴う周波数共用条件

通信技術	通信エリア	信頼性	主な特徴・用途例
公共業務用無線	大	高	・高信頼・優先制御 ・警察・消防・防災用途 ・河川管理
LPWA	中～大	中	・低消費電力、低速通信 ・センサー、スマートメーター等
無線LAN	小	中	・オフィス・家庭内ネットワーク
LTE	大	中～高	・全国カバレッジ ・携帯電話/スマートフォン、IoT ゲートウェイ
衛星回線	非常に大	中～高	・地上通信網を補完 ・被災地、海上、山間部等有効

無線通信技術の比較(信頼性と通信エリア)



60MHz帯デジタル方式の周波数配置のイメージ(アナ・デジタル混在時)

3. 検討スケジュール(想定)

- 令和8年6月 陸上無線通信委員会(検討開始報告)
- 令和8年7月15日 第1回 作業班(新設)
(その後、作業班を3回程度開催。技術的条件案の取りまとめ、報告書案のパコメ手続等)
- 令和8年12月 一部答申

修正概要

対象ページ

P17、22

その他、更新漏れの対応

「6/6.5/7.5GHz帯固定通信システムの高度化に係る技術的条件」は昨年7月に情報通信審議会から答申がなされているが、未更新であったため修正。

意見募集後の修正案（一例）

意見募集時

なお、6.5GHz帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）については、更なる高度化に向けた技術的条件について、情報通信審議会から令和7年7月に一部答申がなされている。

上記ウのとおり、6.5GHz帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）については、更なる高度化に向けた技術検討が進められている。

令和7年7月17日

「6/6.5/7.5GHz帯固定通信システムの高度化に係る技術的条件」

ー情報通信審議会からの一部答申ー

総務省は、本日、情報通信審議会(会長:遠藤 信博 日本電気株式会社 特別顧問)から、平成25年5月17日付け情報通信審議会諮問第2033号「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち「6/6.5/7.5GHz帯固定通信システムの高度化に係る技術的条件」について一部答申を受けました。

1 概要

近年の通信需要の増加に伴い、長距離中継回線の必要性が高まり、6/6.5/7.5GHz帯固定通信システムの高度化が求められています。無線通信の高速大容量化とともに周波数の利用効率の向上を図り、島しょ部等の長距離通信や災害発生時の利用において高精密な画像伝送等を可能にするほか、通信機器の設置コストの低廉化にも資するなど、社会的ニーズに対応した成果が期待されています。

こうした背景を踏まえ、情報通信審議会情報通信技術分科会において、「6/6.5/7.5GHz帯固定通信システムの高度化に係る技術的条件」について審議が行われ、本日、情報通信審議会から一部答申されました。